

厚生労働大臣の定める掲示事項

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

・一般病棟(急性期一般入院基本料1)

1日に入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

・4階東病棟(小児入院医療管理料2)

1日に入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

・ICU(特定集中治療室管理料3)

1日に入院患者2人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

・HCU(ハイケアユニット入院医療管理料1)

1日に入院患者4人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

・NICU(新生児特定集中治療室管理料1)

1日に入院患者3人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

・GCU(新生児治療回復室入院医療管理料)

1日に入院患者6人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

なお、交代で24時間看護を行っておりますので、病棟、時間帯、休日などで配置状況が異なります。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

4. DPC/ PDPS 制度について

DPC/ PDPS(診断群分類別包括支払い制度)とは、入院医療費を病名や診療内容ごとに分類(診

断群分類)し、分類ごとに1日あたりの包括評価と出来高評価を組み合わせ、計算するものです。

なお、包括評価に使用する医療機関別係数は以下の通りです。

※医療機関別係数(合計)1.5790(令和7年2月1日現在)

内訳)基礎係数(Ⅲ群)1.0451

機能評価係数Ⅰ 0.4242

機能評価係数Ⅱ 0.0975

救急補正係数 0.0122

5. 入院時食事療養費(Ⅰ)について

当院では、入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しております。また、より良い食事を提供するため、予めメニュー表で定められた食事について、選択メニューを実施しています。

6. 明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

7. 保険外併用療養費に関する事項について

(1)個室料(特別な療養環境の提供)

当院では、療養生活をより快適に過ごされたい方のために、有料個室をご用意しています。料金は、1日あたりの税込使用料(深夜0時を起算点とした1日あたりの料金)です。1泊2日の場合には2日分の料金がかかります。

個室料については別表をご参照ください。

(2)初診に係る特別な料金

当院では、他の医療機関などからの紹介状がない患者さん(初めて受診される患者さん、診療を改めて開始する患者さん)につきましては、初診時に通常の医療費の他に選定療養費として、医科7,700円、歯科7,700円(それぞれ税込)をいただいておりますのでご了承ください。ただし、緊急時等一定の場合は除きます。初診時に他の医療機関等からの紹介状をお持ちいただければ、選定

療養費をお支払い頂く必要はありません。是非、「かかりつけ医」をお持ちいただき、紹介状を持って受診していただきますよう、お願いいたします。

(3)再診料

病状が安定するなどし、他の医療機関へ紹介を受けたにもかかわらず、引き続き当院を受診した場合に、再診料とは別に定額をご負担いただく料金 です。再診時に通常の医療費の他に選定療養費として、医科 3,300 円 歯科 3,300 円(それぞれ税込)をいただいておりますのでご了承ください。ただし、緊急時等一定の場合は除きます。

(4)産科に関するもの

分娩に関する費用については、出産育児一時金を保険者が医療機関に直接支払うことが可能となっており、直接支払に合意していただければ、産科医療補償制度負担金を含め、保険者が当院に分娩費用として一定の限度額まで支払われます。(現行、50 万円まで)

分娩費用については別表をご参照ください。

(6)入院期間が180日を超える入院療養について

厚生労働大臣の定める状態等の患者さんを除き、180 日を超えて入院されている患者さんにつきましては一日あたり 2,532 円(税込)をお支払いいただきます。(入院期間には、同一の疾病傷病で他の病院に入院された期間が通算されます。)

(7)その他

治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」又は「物」については、当院が別に定めたものを除き、患者さんから費用を徴収すること は認められていません。予防接種などの料金設定につきましては、別表をご参照ください。

8. ハイリスク分娩管理加算に係る事項

令和 6 年 1 月～令和 6 年 12 月の分娩件数 914 件

配置産婦人科医師数 13 人、配置助産師数 46 人

当院は、「ハイリスク分娩管理加算」に係る厚生労働大臣の定める基準を満たしているものとして、東海北陸厚生局長へ届出を行っています。

9. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)について

当院では、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、入院及び外来において後発医薬品を積極的に採用しています。

医薬品の供給状況を鑑みて、一般名処方を推進しています。一般名処方を行う際には、状況や趣旨をご説明いたします。

また医薬品の供給状況により薬剤変更の可能性がございます。その際は医師または薬剤師よりご説明させていただきます。

ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお問い合わせください。